

2019年度決算

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途内訳

2014年4月1日からの消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分（社会保障財源化分）については、消費税法により社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、その使途については下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	394,851 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	6,237,442 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,232,017	778,299	1,300	1,982	54,202	396,234
	高齢者福祉事業	188,571	1,245	300	33,919	18,424	134,683
	児童福祉事業	1,989,676	1,021,302	0	204,226	91,952	672,196
	母子福祉事業	229,664	75,935	0	507	18,438	134,784
	生活保護扶助事業	400,131	264,030	0	0	16,377	119,724
	小計	4,040,059	2,140,811	1,600	240,634	199,393	1,457,621
社会保険	国民健康保険事業	275,635	167,415	0	0	13,022	95,198
	介護保険事業	605,334	17,796	0	2,042	70,454	515,042
	後期高齢者医療事業	659,204	89,310	0	0	68,577	501,317
	小計	1,540,173	274,521	0	2,042	152,053	1,111,557
保健衛生	医療対策事業	334,485	103,106	0	282	27,808	203,289
	疾病予防・健康増進対策事業	322,725	14,567	0	178,547	15,597	114,014
	小計	657,210	117,673	0	178,829	43,405	317,303
合計	6,237,442	2,533,005	1,600	421,505	394,851	2,886,481	

【社会保障4経費】・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
 【その他社会保障施策】・・・社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策